令和７年１１月２６日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和７年１１月２６日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３３条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

１．処分対象事業者
事業者名：日本郵便株式会社
住　　所：東京都千代田区大手町２－３－１
代 表 者：小池 信也

２．処分内容
自動車の使用の停止処分（12 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	吉良町（きらちょう）	２両×４８日	岐阜	和良（わら）	１両×２９日
愛知	小原（おばら）	１両×４４日 １両×４３日	岐阜	中野方（なかのほう）	１両×２９日
愛知	御津（みと）	１両×６０日	三重	入鹿（いるか）	１両×５２日
福井	敦賀（つるが）	２両×３０日	静岡	相良（さがら）	１両×６０日
福井	小浜（おばま）	２両×３０日	静岡	熱海（あたみ）	１両×６０日
岐阜	丹生川（にゅうかわ）	２両×４２日	静岡	川根（かわね）	１両×６０日

３．処 分 日
令和７年１１月２６日（水）

【問い合わせ先】
中部運輸局自動車交通部自動車監査官　田中、中野
ＴＥＬ：０５２-９５２-８０３８